

介護職員処遇改善支援補助金計画書

1 基本情報

| | | | | | |
|---------|-----------------------|--------------|-------|--------------|-------------------------------|
| フリガナ | シャカイフクシホウジン ウオヌマフクシカイ | | | | |
| 法人名 | 社会福祉法人 魚沼福祉会 | | | | |
| 法人所在地 | 〒 946-0109 | | | | |
| | 新潟県魚沼市和田 4 1 3 番地 1 | | | | |
| フリガナ | カザマ アイコ | | | | |
| 書類作成担当者 | 風間 愛子 | | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | 025-799-3000 | FAX番号 | 025-799-3678 | E-mail miyukien@ad.wakwak.com |

2 賃金改善計画について

※詳細は補助金別紙様式 1 - 3 に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル4カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額(補助金の見込額)を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

| | | | | | |
|---|----------------|---|------------|---|--|
| ①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e) | 11,015,720 | 円 | | 要件 I | |
| ②賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること) | 11,027,724 | 円 | < ○ | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 賃金改善の見込額 ②(i - ii) = ③(f-1) + ③(g-1) </div> | |
| i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額) | 390,870,120 | 円 | | | |
| ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】 | 379,842,396 | 円 | | | |
| ③ベースアップ等による賃金改善の見込額 | | | | | |
| | 11,027,724 | 円 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 要件 II </div> | |
| i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1) | 11,027,724 | 円 | (100.00) % | | |
| (うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2)) | 1,378,466 | 円 | | | |
| (一月あたり) | | 円 | | | |
| ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1) | 0 | 円 | (0.00) % | | |
| (うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2)) | 0 | 円 | | | |
| (一月あたり) | 0 | 円 | | | |
| ④ 補助金による賃金改善実施期間 | 令和4年 2 月 ~ 9 月 | | | | |

【記入上の注意】

- ・ ② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ② i) 及び ② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

| | | | | |
|---|--|---------------------------------|---|--|
| 賃金改善を行う給与の種類 | ベースアップ等 | 基本給 | <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) | <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額) |
| | その他 | <input type="checkbox"/> 手当(新設) | <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) | <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 具体的な取組内容 | (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) | | | |
| | <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 | | | |
| 令和4年2月1日以降に算定する介護職員処遇改善支援補助金及び介護報酬の改正に伴う同様の加算(以下「支援加算」という。)を算定するにあたって、第2条第2号によらず毎月次の基準により支援加算配分額を配分し支給する。 (1) 支援加算算定事業所の介護職員については、支援加算を算定する各月について、職員ごとにその初日から末日までの勤務の区分について次のいずれかの区分として認定し、支援加算配分額を配分する。ただし、ここでいう常勤とは1日8時間、週5日相当の勤務を一月の間欠けることなく(有給休暇を除く。)務めることをいう。 ア 常勤の介護職員 同項第2号に定めた処遇支援手当基準額 配分率 1.0% イ 回数に制限なく夜間勤務及び準夜間勤務を行う常勤の介護職員 アで定めた額に2,000円を加える 配分率 1.4% ウ 勤務に制限のある常勤の介護職員(イに区分される場合を除く) アで定めた額から2,000円を減ずる 配分率 0.6% エ 常勤ではない介護職員 アで定めた額から2,000円を減ずる 配分率 0.6% (2) 支援加算配分額は、支援加算総額に応じて、法定福利費の事業主負担相当額を除いて介護職員に配分する。 (支援加算総額-法定福利相当額) / 集計した職員配分率 = 処遇支援手当基準額 (3) 支援加算による賃金改善については、処遇改善計画の単位ごとに、支援加算の2/3以上を介護職員のベースアップ等に充当する。 | | | | |

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

| 確認項目 | 証明する資料の例 |
|---|--------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月分から賃金改善を実施しています。 | — |
| <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っています。 | — |
| <input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。 | 就業規則、給与規程 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 | 給与明細 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。 | 勤務体制表 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。 | — |
| <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。 | 労働保険関係成立届、確定保険料申告書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。 | 会議録、周知文書 |

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 7 日 法人名 社会福祉法人 魚沼福祉会
代表者 職名 理事長 氏名 渡辺 隆